

【見学後、説明と質疑応答】

< 応対者 >

Herr Geiger (Betriebleiter) この職場に 10 年以上勤務。AQA 前身の BBZ (職業訓練センター) で昨年まで教育部長をしていた。

Herr Krumbe : 第一部門の Geschäftsführer 。 I

Frau Preuß (Prokuristin) : 第二部門の Geschäftsführer。継続教育などを担当。

このほかに第二部門の責任者として Freund さん(本日は同席せず)を含め、この 4 人で AQA の首脳部を構成する。

< 質疑応答 >

・ここでの訓練生が抱える困難性とは

負債を抱えている、労働経験・習慣のない者、依存症など多様。そういう人たちをここで見極めて、職業訓練を行う。木工や金工などの部門には就学歴の不十分な青少年、ドイツ語が話せない人、犯罪歴がある人、元ホームレスなどもいる。ここで資格付けを行う前に、生活の建て直しが必要な場合もある。住居を定める、家族の問題を解決する、など、ある程度の問題を克服してから、ここで訓練を行う。SGBXII での対応をまず行うということ。若年者は Gelnhausen の Zentrum に来たときにすぐにこちらに送られて職業訓練を行う。成人で諸問題を抱えている場合は SGBXII でまず対応を行う。若い人の場合でも、家族問題などを抱えている場合、住所を定めていない場合はそれをまず定める、ということをやってからこの訓練所に来させる。

この指導者は AQA の職員 (有限会社の職員)。運営の財源は、オプションの場合連邦からの一括交付金、ここでは 2700 万€を年に連邦から交付されている。この運営費用 (人件費、物件費などふくめて) は、統合援助の費用から出されている。一人を資格付けするのに必要な運営費を試算して、その金額を郡に提示する。郡からその分が交付される仕組み。民間の企業に委託するのではなく、自ら資格付けをしている。従来 (HzA のとき) と比較すると、以前であれば、郡が費用を全て賄っており、360 万€であった。今は失業者数もその当時より増えており、連邦からの交付金のうち AQA がもらうのは 1590 万€。

この訓練生は基本的には ALGII を受給している。

この費用には 3 つの部分がある。一つは Regelleistung、生活保障給付。これは連邦が負担して、郡がそれを受給者に給付する。2.4 万人の ALGII 受給者に支払われるこの部分は 1 億 200 万€。第二には、家賃・暖房費。29%連邦が負担し、残りは郡の負担。第三には、一括の 2700 万€。ここから失業手当 II の給付のために働く職員の人件費や、この教育・資格付けの費用を賄う。統合費用、ということになる。オプション自治体のための規定では、一括であって使い道は自治体の自由に任されている。2700 万€は最高額である。先月の実績を元に連邦に報告して、毎月連邦から交付される。この 2700 万を使い残した場合には、残りの 10%は翌年に繰越が可能である。

オプションモデルによって自治体の裁量の範囲は増加した。従業員がより多く必要になった場合には連邦が資金を出す。自治体が自ら決めることができる仕事の範囲の自由度が高まり、自立が促進されれば、自治体が負担する家賃分も減少するというインセンティブがある。

申請受付から判定、訓練・斡旋まで全てを自治体が一貫して行うことが出来るというのがオプションのメリット。逆にデメリットとしてコストがより多くかかるという批判もある。これは従来の失業扶助対象者と社会扶助者とあわせた分対象者が広くなり、コストが高くなるという批判。以前の社会扶助受給者にはそもそも多くの失業者が含まれていた。彼らを受けるべきサービスを従来は職安から受けることが出来なかったが、今はそれが出来るようになった。これがメリット。一つの手で最初から最後まで援助していこうというのがこの意図。

ここの訓練内容と地域的雇用環境の関係。Hanauにも訓練所があるが、そこではオフィスワークに関わる訓練もしている。ここでもほかに食堂があり、調理師、家政婦などの訓練もやっている。こちらに女性が多い。9月から基本的な技能を身につけるというコース、縫製や洗濯の技能のコースもスタートする。このほかに外部の教育機関を活用することも。この訓練所は、ここのできた歴史的事情があって製造業・建設関係が中心になっている。外部のコースを購入するというのは、コールセンター、テレフォンマーケティング、ロジスティックなど特殊なもの。

アジェンダ 2010 による政策は、自分が会社を設立する場合にはマイスターの資格までは不要とする、という意味づけであって、雇用を得るには最低限の資格はなお必要だとされる環境は変わらないだろうと考えている。

ドイツの基本法での社会国家原則、生活に困窮しているのであれば援助をしなければならないという原則には変わりがない。しかし他方で不正受給などの問題があったこともたしかで、HarzIVで「要請と支援」という原則が言われるようになって、援助が必要な人は援助を受けられるが、斡旋された教育機会や就労を受け入れることを条件とするようになった。以前からこうした制裁は強く言われるようになり、この原則に照らして協定に違反しているという意味で手当を削減する。しかしそれで切り捨てるのではなく、自立への援助を続ける。これは法律上の考え方。他方現実では、難しい家族環境で生育した若年失業者という層が増えていることは確か。この点で日本とドイツの制度は大きく異なるのは、ドイツではここ20年来離婚の増加がみられ、家族の絆が弱くなっている問題がある。複雑な家庭環境の下で育った若者が依存症に陥ったり、犯罪に走ったりという問題がある。ここのような教育機関では、本来家庭で行うべき教育をも行っている。原則としては誰も追いつくようなことはしない。若い人にとっては給付を受けることのスティグマはないが、年配の人にはスティグマがある。

訓練生に対する動機付け。いったん教育を終えて就職した人がまた戻ってきってしまうときに、どうやって動機付けを行うか。これについては正解のレシピはない。しかしそこに鍵がある。個人個人に対応してやっていくのであって、それぞれにあうものを提供する。彼らは、役所などを探してあるいて、対象者自身がフラストレーションを抱えていることもある。ここはそれをいったん受け止めて、「社会に受け止められていない」という不信感を取り除く。「これがあるからできない」という理由を一つ一つ取り除く。大事なものはチームアルバイト。マイスター、社会教育士、ソーシャルワーカー、多様な専門家がチームをつくって相互に交流しながら活動をする。さらに青少年との話し合いのなかで、本人のしたいことを見極め、契約を結びながら行う。もう一つは、動機付けのコンセプト。問題をかかえた青少年には家族の代わりが必要。一日の生活リズムを確立することがステップになる。一緒にバーベキューをしたり、プールに行く、美術館に行くということなどもしている。青少年と話をするなかで、彼らのつらい経験などを知ると、指導員も重いものを抱えることになり、気が沈むこともある。これに対しては外部のトレーナーも含めて、あるいは職員同士での話し合いをする。

今後の展望として、一番大事なものは、労働市場が今何を必要としているかを把握し、顧客がどんな資格や能力をもっているのかを把握し、見極めていくこと。金属工を強化しても雇用がなければ困ってしまう。社会のサービス化も進んでいる。サービス業の強化も必要。例えばFrankfurtがサッカーの世界カップの会場になることで、この地域にもたらず雇用も生み出される。警備員や清掃など。また空港周辺のサービス業にも食い込もうとしている。二つのプロジェクトが進行中で、これに力を入れるつもりである。

8月30日午前

【Hessisches Sozialministerium】

Dostojewskistrasse 4 65187 Wiesbaden

Herr Hörauf :

Leiter des Referats IV 3 (Referats“ Integration in das Erwerbsleben (SGBII), soziale Existenzsicherung(SGBXII), Kommunen, Kirchen“) Hessisches Sozialministerium

Herr Roland Schäfer : Hessisches Sozialministerium, Referat IV 3

Hörauf 氏の部下。Main-Kinzig 郡を紹介してくれた方。新システムの財政制度について把握をしている。自治体のオプションモデルにも詳しい。

Herr Keil : 労働市場、雇用政策担当の課長 Referatsleiter

二度目の意見交換ができることになり大変喜んでいる。また、今まで以前の状態について説明してから今後の展望について説明する。

社会システムで非常に新しいシステムを取り入れることになり、緊張をはらんだ状態が続いている。批判や改善があり、動きが激しい。まずは始める前に、ふたりを紹介する。

Herr Keil は、労働市場や雇用政策を担当している課課長。Herr Schäfer は、私の課の職員で財政関係のこと、オプション自治体、新たなシステムになってからの数を把握するのが仕事である。

新改革については、事前の準備期間が3年間あり、いくつもの作業グループがつくられ、いろいろと取り組んできた。2004年半ばには、2回目の連邦議会と参議院の調停委員会が開かれた。そして2004年の7月に連邦法が発布されることになり、施行までに6ヶ月しか残らなかった。あまりの時間の短さが大きな批判を招いている。一つの例は、費用の点である。最初は、28.5 Mrd.E。現在は46 Mrd.E。

HarzIV で非常にいろいろと巷でも批判されているが、需要共同体が労働手当IIを受給する世帯は、予想よりも100万世帯多くなった。その理由は、所得を多く得ていても算入をしなくてもよい、資産の上限額も上げた。それからまた、失業手当IIをもらいながら労働の条件もよくなった(収入認定)。扶養義務の範囲を狭めた。残りの2つの理由は、対象を外国人にもひろげた。さらに失業者が増大した。施行法は、社会扶助、求職者基礎保障の2つを作った。州は、法律の行政的な運用について責任を有するために施行法をつくった。ヘッセン州の半数は、ヘッセン州が熱心に取り組んでいたということでオプション自治体になった。

州内の13の自治体では、ARGEを選択し、16万9000人の受給者がいる。13のオプション自治体で11万6000人の受給者をケアしている。

昨日 Main-Kinzig-Kreis をみてもらったが、そのために有限会社をつくった唯一の郡である。他のところでは、直営企業 Eigenbetrieb をつくった。そのほか、社会事務所がそのまま新たに受け持つところもある。ARGE の中での問題は、職安の職員と自治体の職員の間との違いが明らかになった。職安のほうは、もともと中央集権的に上からいわれたことをやる、自治体では自立的に仕事をしてきた。この違いが半年間に明らかになった。自治体の職員がこれまでの自立性を取り戻していこうという試みが非常に出ていた。SGB II が開始された当初は、職安がリーダーシップをとるべきだと ARGE も職安の延長として考えていた。しかしそれではうまくいかないことが明らかになり、リーダーシップを自治体に譲るという動きが出た。

322 の ARGE のうち、200 がその申し出を受け入れて、自治体がリーダーシップをとるようになった。ARGE では、半年間管轄の問題でもめた。オプション自治体では、また全然違

った問題が出た。

仕事が増えて、職員を増やさないといけなかった。職の斡旋ということがオプション自治体にとって新たな仕事である。職の斡旋になれている職安では、オプション自治体にまわさなかったのも、一般の労働市場で探すしかなかった。

もちろんそうすると、新たに人を雇用することになると、教育を施すとか、コンピューターの導入など、職安で使っていたソフトウェアは、普通に市場にあるものとコンパチブルではなく閉鎖的。職安にあるデータを一から手で入力しなおす。

8ヶ月過ぎた段階でどちらのシステムが優れているかを言うことは難しい。今みると、やはり職の斡旋に関しては、オプション自治体のほうがフレキシブルな成果を収められている。ARGEのほうでは、まだ中央からの規則のコルセットにきつく縛られている状態である。

そして今年の6月時点の数は、ARGEとオプション自治体の第一労働市場への斡旋人数は、ARGEでケアされた数が16万人、そのうち6500人、オプション自治体では、11万6000人のうち6000人が斡旋された。この数字からみてもオプション自治体のほうが成果をあげている。

オプション自治体13のうち、Eigenbetrieb 3、福祉事務所が9、gGmbH 1。

就労扶助を引き継いだ形なのか。それは部分的。オッフエンバッハは、Eigenbetriebがもともとあり、それが引き継がれた。あとの2つは、もともと雇用会社を持っていたところ。aqaは、福祉事務所と雇用会社をあわせた形。

3つの運営システムに効率性に違いがあるか、等質問は、答えるのに早すぎるが、自分の考えでは、EigenbetriebやgGmbHのほうがいいのでは。福祉事務所が担う形は、もともとの役所的なものを受け継いでしまっている。この運営システムについては、gGmbH、Eigenbetriebは、高権的な仕事はできないことになっている。ヘッセンでは、これを認め一つの手からできるようにしていく予定。そしてヘッセンの大きな問題は、gGmbHのなかで、Beschaeftigungs仕事を斡旋していくときに、付加価値税を連邦に払わないといけなくなっていたが、それを阻止するのに苦労した。それはなんとかしなくてもいいようになった。自治体の財政について話をすると、郡や郡に含まない市では、改革の後、財政負担が軽減されなければならないことが連邦法や州法に定められている。改革を実行するための費用や失業者の増大から、州では、費用負担が減ったところもあるが、増えたところもある。この問題については、まだ解決することが難しい。ヘッセンでは、現在自治体の財政を再編成しなければならない。

このように財政難ということは、現実の業務にも影響を与えている。一番はじめは青少年の場合、75人、成人の場合は、140人だったが、人の数が連邦からの補助額に左右される。

最初に予想されていたケースの数よりも30%多くのケースがあった。しかし、連邦からの補助は、それにあわせて引き上げられなかった。その分人が足りなくなってしまった。青少年は、75人、成人は140人が基準だったが、現在での割合は、25歳以上一人の相談に対して200人の対象となっている。30%の違いは変だと思ふかもしれないが、これは専門家が計算した数と、法改正の結果から来ている。

これからまた展望の話になるが、自治性を強めていく。新しい改正案では、市や郡がオプションを自由に組み込む可能性をいれる。現在は、69に制限されているが、HarzIV社会政策の改革については、討議されているが、選挙を控えている現在詳しくいうことができない。しかし、すべての市あるいは郡にオプションを与えるものは政府が変わった場合に実現されるだろう。もしも政府が変わらなかった場合は、試験的な条項として残るだろう。それが開放されるかどうかはわからない。

これはむしろ専門的な観点からされる討論というより政治的な討論である。これをオープンに話し合う場がない。オプションの可能性をオープンにするほかは、gGmbHや

Eigenbetrieb)にかかわる。運営組織において、可能性がある。つまり運営上の手続きとか、こまかい仕事、現在明らかになっている不都合を新法で改正していく。選挙の前には、給付額のことや財産の算入額や所得の額など、詳しいことがいえない。これが大体の概観だが、統計について答えることができる。

・決定権限は郡にあり、職業紹介が AQA にあると考えていいのか。高権的にといったが、現在でもそれはできないと考えていいのか。

現実的に考えてヘッセン州の財務省と折衝して、付加価値税の問題を払わなくてもいいようにする方向に持っていくが、しかしこれは刃の上を渡るようなものだ。短期的な解決法としてはいいが。

・AQA が正式に法的にも決定権限を持つことができることになると、裁判の問題などが出てくるのではないか。

AQA で金銭給付などを扱っている職員は郡の職員。AQA のなかで郡の職員が働いているので、まるで一つの手から支援をすることができる。

現在でも連邦法の範囲のなかで高権的な仕事を行政行為として委託することができる。その場合の運営主体は、郡だが、訴えられるのは、Betrieb になる。受給者の権利は、Bereitung された場合であっても制限されない。

・SGB II と SGBXII の隙間はないのか。これまでの一般扶助が制限主義に変換したと考えていいのか。

SGB II も SGBXII どちらも福祉法の下にあるもの。稼働能力の有無によってカテゴリーにわけるとは実際に起きたが、私の知っている限りでは社会網から落ちた人はいない。基本法の中で定められている福祉の原理は、SGB II と SGBXII のどちらにもある。例えば、高齢者基礎保障は、それ以前の BSHG にあった社会扶助よりはずっと良くなっている。

・個別化原則、需要充足原則は、SGB II のなかになくなったが、それでもそのような理解か。

両者には、皆さんが見極めているようにフォーカスの違いがある。SGBXII は仕事ができない人、SGB II は、3 時間以上働くことができる人、それは対象をひろげたものであって、かなり広い範囲がそれで受け入れられることになる。確かに SGBXII のほうでは労働市場の組み入れなどは考えられていない。SGB II では、労働市場への再統合にフォーカスしている。

SGB I と SGB10 は、SGB II と SGBXII にも当てはまる。社会国家原則はすべてに影響をしている。需要充足原則は、いくつかの特別な給付をのぞいて、一括のほうに向かいつつある。

質問①) 自治体の負担の軽減になったところと重くなったところがあると聞いたが、それに関する資料がほしい。

質問②) 今後都市部の自治体がオプション自治体を選ぶことは財政的に可能か。

①選挙を前にしていろいろな数があるが、それがあらゆる面から受け入れられている資料はない。これだという資料がない。Landkreistag がドイツ全体について提出した「その前後」は出したものがあるのでそれが提供できる。「前後の影響」に関する推計がある。全ての自治体について出したわけではない。すべて 9 月 18 日のあとにちゃんとしたこれだという統計が出せると思う。推計は、それぞれの負担の軽減を計算できる計算式をつくった。それを自治体に送っている。

②大都市部では、確かにオプションモデルをとらなかつたし、試みようとしないう自治体が多かった。問題は社会扶助受給者の数がとても大きいということ。構造的な問題がある。失業率 20% など。財政的に負担が大きくなるのではないかと、すべてをこなしていけるのかという不安、そしてオフエンパツハは、構造的にオプション自治体になれたが、政治的な選択で

それを可能にしなかった。もう一つは、都市会議の連邦団体がオプションモデルについて取らないほうがよいとの提案をしている。費用がかかりすぎるとというのがその理由である。それが、2つめの原因であるといわなければならない。政権交代後にそれがどうなっていくか。そして、ドイツ都市会議は、市町村をもっと力を強めて郡を弱めさせたいと思っている。

・就労へのインセンティブとサンクションについて SGB II の評価 (29、30、31 条について)。

今のところにはサンクションは機能していないと評価している。現在業務自体がはじまったばかり。その中で問題もあってちゃんと始まっていないところがある。インセンティブについてだが、受給をしていながらも仕事をして受給の額が減らされないという規定がかなりゆるくなった。長期的には続けていくことができないのではないか。これによって受給することができる範囲が広げられてしまった。受給しながら得ることができる収入は、400€の仕事から始まっている。受給しながら、仕事をして、実入りを増やそうとすることは、長期的にはいい方向ではない。

質問：SGB II 16 条の 3 で決められているが、そこはどのように評価されているのか

この *Arbeitsgelegenheit* については、BSHG の公益性のある労働である。これに関しては批判的に見ている。これは通常仕事としてあるべきところを取ってしまう。というのは *Arbeitsgelegenheit* は、公益性がなければならないとあるが、その境界はあいまい。介護労働なども公益性はあるが、通常の仕事の場としてあるところもある。

Arbeitsgelegenheit は、労働意欲や能力のチェックや、通常労働に慣れさせるためのものとしなければならない。例えば、ドイツの場合には、資格が低い人たちのための仕事がない。資格が低い人たちのために、通常の仕事をつくっていかうと考えている。

低所得の仕事を増やす *Joboffensiv* については、いろいろ討議している。連邦とは考え方が違うので、選挙の結果を待つということになる。

8月30日 14:30～

【 Hessischer Städtetag】

Frankfurter Straße 10, 65189 Wiesbaden Telefon 06 11 / 17 02 11

(応対者)

Geschäftsführender Direktor Herr Dieter Schlempp

Fachreferentin Frau Dr. Brigitte Strobel

<Schlempp 氏の話>

今回の改革の背景には、社会給付と労働関係給付がうまく連携しないという問題、仕事をせずに扶助で生活することに慣れる人が出たという問題があり、これらの問題を新たなシステムの上で解決しようとしたものである。その際、求職者への基礎保障を、ドイツ全土の経済に責任をもつ連邦が負担をするのか、地域に密接な関係をもつ自治体が行うのか、ということで見解が分かれた。すなわち、労働エージェンシーか自治体かということ。ヘッセン州はオプションモデルに積極的な推進姿勢を示している。アメとムチという政策（インセンティブの拡張の一方で制裁や期待可能性の拡大）についても。資格と乖離した職を受けるべきかどうかについては意見が分かっている。人格をおとしめるような仕事はどうかという意見もある。

ARGEで労働エージェンシーと自治体が協働するのがよいか、オプションかという選択肢の間で競争が行われている。社会扶助の主体は郡または郡格市だが、郡はオプションモデルに積極的であった。郡は自らの存在意義を保持したいという動機から、SGBIIの執行主体になることを望んでいる。とはいえ、いずれにせよ連邦の財政負担は必要である。04年12月にベルリンで会議を行い、そこでモデルの議論を行った。その際、自治体に2.5Mrd.€の負担軽減を図るという約束もなされた。妥協案は、実験的に69の自治体にオプションモデル選択を与えようとするものだった。基本法の規定に従って、実験的に行う場合は大規模でなく、少数の自治体でなければならぬために、この数字になった。ヘッセンでは12の郡と1つの都市(Wiesbaden)がオプションを選択した。州内の5つの郡格市のうち、オプションを選んだのが1つだけということには、政治的理由と財政的理由とがある。13自治体がオプションを選んだのは州にとっても好都合。コッホ首相が推進したウィスコンシンモデルにも都合のよいもの。改革が05年1月から始まって以降、早くも罪のなすりあいが始まっている。これまで稼働能力のある受給者について、社会扶助と労働保険とへの負担の押し付け合いもあった。新法の下で、社会扶助受給者が失業者数に加えられるようになって、失業率が上昇した。

他方、自治体ではこの法律のなかで稼働能力が明記され、それによって受給対象者が増えたということが明らかになった。選挙が迫ってきて、また多様な議論が起きている。集権的な労働エージェンシー中心という方法がよいのか、自治体に委ねるのがよいのか、どちらがよりよく成果を挙げられるか、それはなぜか、というようなことを考える必要がある。運営上の組織のあり方が問題なのか、その他の原因が問題なのか、ということも明らかにすべき。

オプション自治体は成果を挙げたいと考え、選択の間での競争がある。特に郡とFrankfurt市との間の競争、Frankfurtでの職場を郡と市が取り合うような状況もある。また別のケースでは、BSHGの下で、運営主体が受給者数を減らすために、受給者を隣の自治体に移住するように援助したという話もある(Offenbach)。同様のことをオプションモデルの自治体ができないとはいえない。Frankfurtはオプションではないので。どちらが成果を挙げているかを比較するためには、本当に第一労働市場への就労が促進されたかどうかを、トリックを排除して見なければいけない。

<Strobel 氏の話>

就労扶助と社会扶助の統合は、今のところほうまくいっているとはいえない。大きな問題はオプションと ARGE の選択によって異なっている。オプション自治体は当初、データの互換性のことで大変な負担を被った。自治体はこれまで社会扶助受給者のデータを扱ってきたが、ここに労働エージェンシーの対象者のデータを入れなければいけなくなった。新制度が始まるまでにこのデータの変換をしなければならないことで、オプション自治体には年の当初大変な負担がかかったが、結果的には施行に間に合った。その他にも、多くの業務を新たに導入することで業務量が増え、職員が不足している。これは次第に落ち着いてくると思うのだが、職の斡旋という新しい業務自体はうまくいっているようだ。その他小さな問題もあるが、それが順次克服されていくだろう。今のところ、オプションモデルは成果を挙げている。しかし労働市場の状況とその他の地域事情も加味して評価する必要があるが。

ARGE の問題は、異なる組織の職員が協働するということの困難を抱えている。労働エージェンシーと自治体との協働では、法的・組織的な ARGE のありかた、協働の方法やコミュニケーション、など、今でも解決できない問題を抱えている。今でも両者が結局密接に協働しているわけではなく、両者の仕事の仕方もメンタリティも異なる。集権的な役所と住民に近接した自治体との相違から、こうした食い違いが生じている。ARGE での両者の関係は徐々に改善されてきている。少なくともヘッセンではそのように見える。しかし他の州ではもはやこの協働は無理だと考えているところもある。今でも問題は残るが、職の斡旋でも成果を挙げている。問題は職員のエゴイズム。ヘッセンではチームとしての協力が築かれつつあるが、他州では役人的な労働エージェンシー側の態度が自治体の反発を招くような雰囲気もある。

概して、スタート時の混乱は徐々に改善されている。ARGE とオプションの比較で、どちらがいかは今の段階では断言できない。都市がオプションモデルに消極的であったのは、雇用の場を創出する力が自治体にはなく、連邦が枠組み条件を整えるべき、という立場をとってきたからである。労働市場政策は連邦の仕事だ、という考え方で、都市は雇用創出に主体的に責任を負えない、と主張してきた。

<再び Schlempp 氏の話>

自治体の場合は、地域の職場についてはよく理解し、斡旋できるが、地域の職場がなかったら、可能性が限られている。従って、オプション自治体の場合でも、全国的なネットワークを作って、他にある求人情報を利用してやっていく必要がある。労働エージェンシーの場合には集権的なネットワークがあるわけで、他の地域での求人情報を活用することもできた。最善のオプションモデルは、失業者がゼロであること。経済情勢が改善しなければ職が増えない。ドイツは EU の中でポルトガルの次に貧しい国になってしまっている。

9月の選挙によって政権の交代があれば、連邦議会と参議院のねじれが解決し、そうすればオプションモデルが普通のモデルになっていくのではないかと思う。しかし当面はオプションと ARGE の競争がなされている。8ヶ月でどちらが良いかを判断するのは難しい。

二つの選択について、いろいろな背景がある。郡が存在意義をかけているということもあるが。大事なのは、仕事をしたい人が職を得られるということだ。扶助に依存してはチャンスがないという状況をつくること。

<質問：ドイツ都市会議はオプションモデルは大都市には財政的に不利と試算し、オプションには消極的という立場ということだが、ドイツ都市会議とヘッセン都市会議との間には見解の相違はあるか否か。>

都市会議の基本的な立場は、失業者への責任は連邦が担うべき、という考え方。その点で

はわれわれも全国都市会議と同一の見解。500万人もの失業者は、国によって作られたのであって、そのコストを自治体が担うのはおかしい、という考え方。郡会議はまた別の見解をもっている。これは郡の存在意義保持という組織的なエゴイズムによる。失業者を引き受けるという任務を担うことで、郡の存在意義ができる。建前は別の根拠を主張しているが、郡のエゴ、自らの職場を維持するために言っているのだろうと思う。国と自治体のいずれがよりよくケアできるか、というのはまた別の観点の問題。郡会議は大きなことを言っているが、何もやっていない。例えば保育所も郡が担い手となっているが、実際郡は自ら保育所を建設しておらず、教会や民間主体に委ねている。郡がやりたいといいながら何もしない、ということの一例ではないかと思う。

<質問：労働エージェンシーの組織の集権的・官僚的性格、という問題と、労働政策を連邦が担うべき、という表現とは矛盾していないか>

連邦雇用庁から連邦労働エージェンシーへと組織改革が行われた。州内の組織もかわってきている。しかし選挙による政権交替によっては、労働エージェンシーはこのかたちでは存続不可能となるだろう。今の労働エージェンシーは管理だけでいっぱい、フレキシブルに動けないでいる。

都市会議は事務事業の責任を自治体に移転させながら、その財源が付与されないということ懸念している。連邦が財源を付与すべきである。財政的責任と行政的責任を分けるのは良くない、という考え方もある（Konnextätsprinzip）。いずれにせよ労働エージェンシーの改革は必要、ということに異論はないだろう。

とはいえ、職業斡旋のためには全国的なネットワークは不可欠。求人を広域的に交流する上では集権的な方法の長所もある。それは地域的なエゴにとらわれずに、客観的な行動をとることが出来るため。地域間の生活条件の相違、社会経済状況の相違を勘案すれば、全国的な国土計画観点が必要で、「生活条件の統一性」を確保すべきと考えている。

事務事業の移譲に必要な財源移譲が伴わなかったというこれまでの経験から、新たな事務を積極的に受け入れる、ということには都市は慎重にならざるを得ない。連邦法で税制が変わればまた状況が変わる。自治体の税収がベルリンで決められてしまうという問題がある。

(03年の)市町村財政改革論議の中で、社会扶助と自治体税源問題は平行して検討された。両者は密接に関わる問題。両者を切り離して考えるわけにはいかない。自治体に新たな業務が移転されるのであれば、その財源に関するコンセプトが確立されねばならない。

<木下質問：ARGEについて。労働エージェンシーの地域分割と自治体との関係。ARGEはエージェンシー単位で作られているのか、自治体単位なのか>

労働行政の地域管轄と自治体とは重ならない。労働エージェンシーは複数の自治体にまたがる地域管轄をもっているし、食い違うところもある。これについて話し合った結果、自治体の地域区分を優先することになった。従ってオプションでない場合は、一つの自治体が一つのARGEをもつという関係。労働エージェンシーからすれば自治体にあわせて組織を分割することになる。ライン・マイン・ジョブセンターは、ラインマイン地域内の自主的な協働組織。これはARGEではない。

<木下：SGBII40bでは、ARGEではGeschäftsführerが指揮を行うということになっており、集権的というわけではないのでは>

Geschäftsführerは当初エージェンシー側が握ると想定されていた、つまり当初は連邦のリーダーシップの下での集権的な組織を想定した。しかしそれがうまくいかなかった。現在は多くは自治体側が握るようになってきている。

ARGEの権限は大きな問題のひとつ。建前としてはGeschäftsführerは一つの独立した組織であるARGEの代表として選ばれている。しかし実態としては、労働エージェンシーと自

自治体との職員が半々の構成のなかで、労働エージェンシーの職員は詳細な法令に従って実施することに慣れており、職員自身の裁量はないということに慣れている。しかし自治体の職員は自分が自律的に決定するということに慣れている。労働エージェンシーの職員とニュールンベルクとは絶えず連絡を密接に保ちたいと考えている。これは法律に照らせば正しくない。自治体側から選出された ARGE の Geschäftsführer が決定したことをすんなり受け止めないという雰囲気も。

進歩と考えるのは、Geschäftsführer を労働エージェンシー側から出すべき、という主張を引っ込めたこと。経済労働大臣などとの話し合いでそういうことになった。ヘッセンが他の州に比べてうまくいっているのは、理由はわからないが ARGE はうまく機能している。それはおそらく職員個々人の問題かもしれないし、労働エージェンシー側の職員の意識がニュールンベルクから独立しているのかもしれない。

<質問：労働エージェンシーの体質と受給者への影響は。法律遵守ということで受給者への制裁が機械的に行われるということはないのか>

受給者へのケアは以前と同様労働エージェンシーの職員がやるという限りでは以前と同様。職員間の不和というものは受給者に影響を及ぼしてはいないと思う。ARGE に再編されたことによる影響は受給者にはない。給付の形が変わった（住居費と基本給付など別に給付されていたものが一括給付されたり）ということは、そのほかは変わっていない。Pauschal 化されたことにより、家主が家賃を取りはぐれたりという問題が生じている。これは給付の再編による影響。

<質問：労働エージェンシーの職員はこれまで個人的な問題を抱えた人々へのケアに慣れていないのだがその点で問題はないか>

稼働能力ある失業者への斡旋について、個人的な配慮も行うことは、エージェンシーの任務である。しかし労働エージェンシーの職員はこうした個人的ケアに慣れていない。労働エージェンシーでは機械的な作業が中心であった。しかし青少年への援助というところではインテンシブなケアが必要である。しかし ARGE ではそこまでインテンシブなケアはすべきではないと考えている。職員にはそれだけの資格・専門性が求められるので、単純な書類仕事で済まないことも事実。

これまでの社会扶助受給者のような層は、労働エージェンシーの職員についてはこれまで経験のない問題を抱えている。顧客層が異なる。そういう特別な仕事に慣れなければならないという状況に労働エージェンシー職員は置かれている。

<質問：SGBII の最初の法案では労働行政が全て担うという形だった。このモデルに回帰することはありうるか、非現実的か>

連邦政府はもはやそうしたことは考えていないだろう。ARGE かオプションかということが現在の選択であって、労働行政に戻ることはないだろう。

<質問：HzA を見る中で、自治体が地域雇用政策に影響を及ぼしうるということに自信をもったのだと見えたが、雇用政策はやはり連邦の責任と考えるのか>

雇用会社の価値については認める。しかし全ての自治体がそれをやるにはお金がかかる。雇用会社も利益を出さねばならない。その雇用が市場と競争してしまっただけではいけない。困難な人々への政策・施策は評価され、受給者へのセラピーとしては意義があり、例えば Wiesbaden の青少年向けの HzA 事業についても高く評価している。しかし、一般的な雇用を地域で作出すということは困難だ。市場経済的な雇用と競合すべきではない。暫定的・移行的な雇用としては認められる。恒常的なものであるべきでない。特殊な人々のみを対象とすべき。

<最後に資料提供のお願い>

自治体の負担の動向については、2.5Mrd.E についてはその計算の根拠が連邦と自治体側

で食い違っている。他方で軽減された分のうち 1.7Mrd.€は保育所建設費に使うように指示が出ている。軽減されたか否かの中間決算は **Revisionsklausel** で定められているが、データがまだない。最初の **Revision** は 10 月に予定されているが、選挙で遅れるかもしれない。単に口約束におわらせないためにこの **Revisionsklausel** を組み込んだ。負担の実態はまだ明らかにはなっていない。負担の増減については数字がないが、追っておしらせはできる。私たちの関心事は、その中間報告が、自治体側、連邦側双方で食い違うのではないか、ということだ。ドイツには「私は自分がトリックでつくった統計でなければ信用しない」という表現がある。

2005年8月31日(水) 10:30～

【Rhein-Main Job Center GmbH Job Center Höchst】

Frau Christine Dreier (第二部門の長) : ALGII

Herr Buedinger(第一部門の長) : ALGI

Frau レーマン : 給付の事務局長(ALGII)

Herr レーニッケ : 25歳までの職業斡旋担当(ALGII)

<概要の説明>

Job Center Höchst は、Frankfurt 市の西側の地域 10 万人の住民を担当。Frankfurt は 64 万人の人口なので、その 6 分の 1 を担当していることになる。この地区には若い人が多く、また移民も多いという特徴もある。現在 II の受給者は 7000 世帯。

HarzIV 以前には Arbeitsamt は個々の対象者の個人的な相談担当者というものはいなかったが、現在個々の顧客はそれぞれの Ansprechpartner を持つようになっている。個人的なケアの窓口として、教育訓練への斡旋を見極めるための相談をおこなっている。

<Rhein-Main JobCenter の組織構成と Höchst のセンターの位置づけ>

ラインマイン JobCenter は一つの有限会社で、5 つの Center をもっている、Frankfurt の北、南、東、西、そして特別な西としての Höchst という 5 つの地区担当の JobCenter。これらの JobCenter はそれぞれ相対的に自立しており、労働エージェンシーと Frankfurt 市の ARGE として形成された組織。全体としては 3 人の責任者 Geschäftsführer とそれぞれ副責任者がいる。市とエージェンシーが 50%ずつ出資してつくった有限会社。この出資比率についてはいくらか問題があって、市が 51%出資するようにしようとしている。JobCenter の 5 つにはそれぞれ一つずつ労働エージェンシーがあって、同じ建物に入りつつ、別々の仕事をしている。失業者は I も II も同じ建物で対応できるということ。I の給付が少なく、II を併給するひともいる。オプションでは労働エージェンシーと II の申請窓口が異なり、この併給を申請するひとは別のところに行かなければならないが、ここでは一度に済む。労働エージェンシーは SGBIII を担っているのだが、単に同じ建物にあるだけ。これは JobCenter とは別組織ということになる。政治的な議論のなかで、オプションか ARGE かという選択ができたが、Frankfurt 市はオプションをとらなかった。これは I よりも II の受給者が多いということが一つの理由。ドイツの郡格市の唯一のオプションが Wiesbaden。オプションか ARGE か、ということは学術的にも議論されているが、政治的争点でもある。近々行われる選挙でも今後の失業対策が一つの争点になっている。そもそも雇用が不足しているということが問題であって、その担い手がいずれか、というのは二次的な問題。長期失業者を対象とする II の部門の難しさはある。

<Job Center 内の見学>

・申請窓口 (1 F) (Kunden Zentrum für Zukunft)

ALGI と ALGII とが同じ部屋に窓口を並べている。II の窓口から Ansprechpartner に伝達され、給付の担当者に繋ぐ。労働エージェンシーの電算システムを使用。求人データ閲覧用の PC が置かれている。ALGI の受付スペースには Ansprechpartner はいない。

・SGBII の persönliche Ansprechpartner(PAP)のスペース (2 F)

Höchst をさらに 2 つの地区に分け、それぞれに PAP のチームを作る。ひとつのチームのリーダー Frau Weber に話を聞く。このチームは Teilzeit を含め 13 人の PAP で構成され、それぞれ地区・受給者の姓の頭文字によって担当を割り振る。現在 2900 世帯が SGBII の給付対象となっており、その一人ひとりについてのケースマネジメントを行う。フルタイム換

算でいえば、PAP 一人当たり 220-260 のケースを受け持つ。予約制で相談を行うが、アポなしで相談に来られることもある。

PAP 東部 Center には重度障害者用チーム、西部 Center には依存症者用チームが置かれている。市内 5 つの Job Center のそれぞれに青少年用チームがおかれており、また各 Center 内の小地域区分ごとに PAP と給付担当が対応して配置される（2 人の PAP の受け持ち分を一人の給付担当が受け持つというように）。PAP と給付担当はここでは同じフロアに部屋を持ち、常に密接に連携をとりながら進めている。25 歳未満に関しては特に、PAP と給付担当と一緒にチームを作ることが望ましい。

（Frau Weber 話）以前には Wiesbaden の Arbeitsagentur にいたが、この 4 月にこちらに異動。組織再編後の両者の協働はうまくいっている。双方の専門性から互いに学びあいながら。労働エージェンシーからの統計業務の引継ぎがまだ完了しておらず、現在は統計業務がない分、顧客に時間を割ける。Agentur では業務の多くの部分を統計業務に割いていた。彼女のチームでは 13 人のうち 3 人が Agentur から、10 人が市から来ている。Center 全体では 5 分の 1 が Agentur、5 分の 4 が市の職員。その他の部署から来た職員もいる。組織や職員配置に際しては、極力双方の職員を混在させるようにしている。（もう一人のチームリーダーは市の職員）

・給付業務のスペース（4F）

情報処理システムは、ニュールンベルク（連邦エージェンシー）によって集権的に制御されている。ニュールンベルクに送られる統計（ケース数、異議申し立て数等）によって連邦エージェンシーから派遣される職員数が変わるので、逐一報告しなければ派遣職員数が減らされてしまう。

給付担当職員の話：受給者が支援によって徐々に自立を遂げていく過程を見るのは大変うれしいが、他方で Ruckfordern をしないければならないときはつらい。窓口から給付までは最短 30 分でできる（この間に PAP の相談を 1 時間ほど経るが）。Agentur では 2 時間もの待ち時間があることもあったが、ここでは待ち時間を極力短縮するように取り組んでいる。給付の日は週に 2 日。この日には窓口が混雑する。

< 質疑応答 >

こちらからの質問三つ

- ①稼働能力の判定はどこでどのように行うか。SGBXII への連携をどうしているか
- ②制裁措置の決定はどこで行うか
- ③職業訓練教育などの場はどこか

窓口から PAP に送ってプロファイリングをする。そこで長期失業者で困難な問題を抱えているかどうかをみるが、その場では分からない問題もある。その後のプログラムの中での無断欠席など、後になって明らかになることもある。その段階で専門家にチェック（健康のチェック、心理的なチェック、教育の状況）を委ねる。稼働能力があると判定されれば、その他に、債務を抱えている場合、依存症の場合などの相談も行う。労働市場に統合する上での困難をひとつひとつ克服していく。

まずは、全ての失業者は稼働能力があるという前提にたつ。その上で、稼働能力がない、ということをもむしろ立証しなければならない。医師などの専門家の鑑定によって稼働能力がないと判断されれば、年金の運営主体にケースを送ることになる。そこで年金の受給資格がなかったり生活保障に十分でなければ、SGBXII の対象となり、そちらで給付を行う。

（稼働能力の判定に関する Sozialamt と JobCenter の見解の相違はあるか）最初に Sozialamt から SGBII に送られてきたケースのうち、約 10% はアセスメントの結果稼働能力

なしということで Sozialamt に戻すということがある。逆はほとんどないが、ごく稀にはある。その場合には調停手続きを行う。調停委員会が決定する。JobCenter と Sozialamt の間のたらいまわしは極力避けるべきだと考えているので、こちらの判定が貫徹するのが望ましいと考えている。

PAP との協定に従ってプログラムを実施するが、相談を決めた日に来ないなどの問題があれば、PAP が減額の決定権限をもつ。そこから給付部門に連絡をして、制裁措置を行う。しかしその場合、出頭を求める文書に制裁の可能性について事前に通知しておくことが前提条件となる。職につくまでのプログラムを当事者と相談してきめるが、その訓練や求職活動に関する取組みを守らないときにも同様の手続きを行う。

若年層では制裁ケースが結構ある。制裁によってモチベーションを持ち直すかどうかについては、そういうケースも多くある。以前は制裁の予告に反応することが余りなかった。制裁予告の実効性をしめすことで、呼び出しに応答するケースが増えたといえる。他方、徐々に減額をした結果給付がゼロになってしまっていて、こちらからの接触が皆無になってしまうこともある。こういう場合には給付の需要がなかったのだということが判明する、つまり不正受給だったということが判明するということになる。

(職業教育訓練の場について)

外部の教育訓練主体のサービスを購入している。ドイツ語、PC、民間企業での職業訓練など。二元システム(職業学校と実技)に則っている。HzA の主体もこうした実施主体のひとつ。ほかにも多くの運営主体があるが、就労機会を提供する団体もある。1€ジョブを提供している。これは失業手当 II に加えて、追加収入を得る手段となっている。

(AlgII の担当者からみた AlgI の担当部局に対する評価)

両者は職業訓練・教育において同じ訓練主体のサービスを購入する。そこにいたる窓口が異なるだけ。オプション自治体についていえば、Kinzig の場合労働エージェンシーと自治体の連携がうまくいっていないようだが、うまくいっているところもある。ここの ARGE の例では、労働エージェンシーから ARGE に送られた職員が労働エージェンシーでのノウハウを ARGE につぎ込んでいる。オプションでは逆に労働エージェンシーのノウハウがなく、それを蓄積していかなければならない。結局両者の選択には政治的な要素が絡んでいる。

ここの JobCenter では、SGBII 実施主体と SGBIII 実施主体が同じ建物にあることから、協働がうまくいっている。全ての協働がうまくいっているわけではないが、ここは成功している。

(Hessen の ARGE は概してうまくいっていると都市会議が言っているが?)

両者が一つのチームを作って活動している。市の職員と労働エージェンシーがそれぞれの主張をせずに、協力している。職員のモチベーション、参加意識の涵養。現在の職員は全て立候補して ARGE にきた(市、労働エージェンシー職員とも)。専門的知識への意欲が旺盛であり、異なる分野の知識を吸収しつつ向上していくことをめざすチーム。目的は失業者の自立であるという前提で職員が合意しているということ。3-4ヶ月の短期間しか派遣されていない職員も熱意をもって働いている。この建物はもともとは Arbeitsamt であったが、そこが Sozialamt の職員を受け入れてくれたということも大きい。

2005年8月31日(水)

【Jugend-und Sozialamt】

Herr Ingo Staymann
Leiter des Jugend-und Sozialamtes
Escherscheimer Landstrasse 241-249
60320 Frankfurt am Main

Rhein-Main Job Centerには、私たちの職員が多く働いている(300人)。ここでは、それをのぞいても2000人がまだ働いている。財政は、800 Mio.E。ここは中央役所で、そして基本原理と管理部、人事部、将来的に財務管理部が来ることになる。ほかのすべての任務は各支部に分散している。そのほかに、中央の一つに集められたセンター的な部署が3つあり、1つが若年層の援助、老年層、ホームレスの人たちの部署が中央に管理されている。

Frankfurtは、比較的小さい。人口が65万人。職場の数が人口とほぼ同じほど、46万のポストがある。そして、もちろん職場がすべてFrankfurt住民で占められれば失業者がいないのだろうが、そうではないので10%の失業率がある。

私は、この青少年福祉事務所の長でドイツでいうところの公務員。政治的な決定は、市の参事会Magistratが決定していくことになる。そしてその参事会が私の仕事の監督をしている。

- ・BSHGの受給者がSGBII、SGBXIIに分かれてどうなったのか。

5万3千人が社会扶助を受けていたが、うちの4万人がRhein-Main Job Centerに行った。そして1万3千人がSGBXIIに残った。

- ・その人たちは、稼働能力がないということだが、援助はただの経済給付をするだけなのか。人的サービスもあるのか。

高齢者基礎保障、障害者のための統合扶助、介護扶助、などが行われるが、社会福祉事務所がそれをするだけでなく、福祉団体が委託されてそれをするようになる。

もちろん人的援助や相談は今でも行われているが、結局この人たちにあったものための相談だけが残った。今でもソーシャルワークは残っている。市の職員たちはこれまでと同じように家庭訪問等をするが、そうでなければ事務をする。通常は、ケアは福祉団体がする。

8000人~9000人は高齢者。社会扶助をしていたころも高齢者のケアをしていたので、1月1日以降その後で増えた数はそれほど多くはない。今まで請求権がなかった人たちが増えたり、扶養の関係でこれまで排除されていた人が増えた。仕事自体は変わっていない。扶助額は少し受給者にとっては高くなった。非常に多くの子どもたちが親の面倒を喜んでみようとする人が多いので、こちらもびっくりした。もっとたくさんの方がきたはず。SGBIIができることで社会事務所の仕事、仕事は少なくなった。職員も減った。4万人のケアをしないとけない人をつれて、300人の職員がRhein-Main Job Centerに行った。

- ・福祉事務所の仕事のコンセプトは、変わったと思うのだが。

福祉と保険について。保険料を支払い、それに対して給付を受ける。それが終わって社会扶助を受ける。という形になる。それが今までは2つの同じ機関があったが、一つの機関になった。

- ・SGBIIとSGBXIIの隙間がないか。

いろいろと管轄の問題で6月までにあった問題は、7、8月であった問題を調整した。というのは、ホームレスの人と麻薬常習者の人たちが3時間の労働が可能なのか。ホームレスの人と麻薬常習者は、3時間働けるということだったが、実際にみると、無理だった。Rhein-Main Job Centerの人たちの間で、青少年社会福祉事務所でケアするほうがいいとい

うことにした。これからはあっちにいけということはない。つまり、さきほどいったことは1月に施行され、1月15日にJob Centerができた。3月に建物ができた。書類が全部向こうにいったからは、この人たちの管轄をどうするかというような問題は起こっていない。

この合意は、Frankfurtだけではなく、他の都市でもやっているだろう。そういった問題がないところもあるだろうし。ホームレスの人は、500人ぐらい。それは自己申告で、ホームレスとして、家に入れてもらうように登録をしている人いる。300人が麻薬の常習者になる。3時間週に現実に働くことができるかどうか決めるのは医者になる。

・考え方としては、ホームレスと麻薬常習者の担当を引き受けるということだが、稼働能力があるということでSGB IIへ行けということにはならないのか。

私たちは、この事務所からあちらに送るということはない。職員間で話し合っ、最終的に3時間働くことができるのかを決めるのは医者になる。Job Centerのなかでホームレスや薬物依存症の人のケアをする人は、ここに部署を持っているので、場所が変わらない。

・ここが対象にしている人が1万3千人のなかには、8、9千人が高齢者、1千人から1500人が障害者、残り2500人が介護が必要な人。ホームレスや依存症の人は、現在は、1万3千人のなかには含まれていない。3時間あるということでRhein-Main Job Centerに組み込まれている。彼らがこちらにすれば、合計して1万4千人になる。

本当に実際に医学的に3時間働けるのかどうかが見定められ、福祉事務所に組み込まれることになる。5万5千人がJob Centerにいて、1万3千人が福祉事務所にいる。全部合わせると、6万8千人。そのうち800人がどちらにいくかわからないが、Sozialamtのセンターで引き続きケアされるので場所もかわらない。

いくところがなければ、Rhein-Main Job Centerの薬物、ホームレスの部署がここになるので、800人は、最終的にどちらにいくかは決めないといけないということになるが。社会事務所の管轄下にあるセンターで引き続きケアされていくことになるだろう。受給者は、自分たちが今は違う組織でケアされているということには気づいていない。職員は前と同じ人たちがやっている。

・以前、就労扶助等の公社があったが、それはどうなったのか。

就労扶助のときにあったWerkstatt Frankfurtは、自立的な登記社団だった。今でもあってリサイクリングセンターをしているが、現在はArbeitsgelegenheitをしている。いわゆる1ユーロジョブ、Frankfurtでは、1.5€を受けることができる。それは以前の形がなくなってしまったのは残念だが、失業手当IIをもらうためには仕事をしないとけない。

・選挙の結果、オプションモデルがむしろノーマルな形になるときに、Frankfurt市は、今のオプションモデルを採用する気があるか。

政権が交代するかどうかかわからないが、失業者を自治体が面倒をみるのはいい考え方ではないだろう。原理に立ち返って説明したい。労働市場は、自治体の境界と一致しているわけではない。65万人の人口がFrankfurtにはあるが、市内にも46万の職場がある。そのほかの近隣の市の地区までも合わせると人口よりもっと多くの職場がある。エシュボーンというところは、労働市場としてFrankfurtとしていっているところと、行政的な意味での境界は一致していない。法人税が非常に低く、会社などが多く入っている。

Herr Pipa 郡長がしていることは、郡で十分に職場がないからといってFrankfurtに職業斡旋所を開いた。同様のことをすべての自治体がすれば成り立っていかない。

私の考えでは、一つの労働市場を作っている自治体を超える地域に一つの斡旋所をつくるべき。連邦全体をカバーするような職安のような形は、あまりにも大きすぎてどこでもデメリットが見えている。自治体だけでは小さすぎる。例えば、ヘッセンの中の労働市場、ヘッセン北、中央部など、南の部分では、バイエルンなど、州をこえてつくるような地域、そういう地域単位で労働政策をするべきだと思う。オプションは、本当に間違っている。それ以

上間違ったことはない。

・一つの労働市場にあわせて ARGE をつくって、自治体レベルではつくるべきではないということか。

それは労働市場に境界がぴったりと合っている地域を管轄する ARGE ができればいいというのは私の希望だ。

ARGE はないほうがいい。2つの役所が3つめの役所をつくるのではなく、新たな組織を地域ごとにつくる。

・長期失業者を雇用につけるといふのと、訓練するといふ担い手を別々に考えたほうがいいのでは。対人ケアは自治体が担い、労働行政は広域的にやっているといいのでは。

自治体のほうが対人ケアがよくできるということだが、今できるということであって、新たな職員ができないとは限らない。今現在たとえば、人を雇い入れる会社は、いい人材を求めており、その人たちは、職安からいい人材を求めずに、別の会社からヘッドハンティングする。今現在は、簡単な仕事でも大きな会社ではヨーロッパ中から人材を集める

職安なんて必要ない。地域が関係してくるのは、簡単な仕事になる。そうすると、簡単な仕事についても職安ができたのは 1923 年、車がなくて歩いていけなかった。現在は、車があり、150 キロメートルの範囲で通勤をしている。ヨーロッパでは、この距離は少ないほうだ。インフラが変わったのに職安自体が変わっていないのはおかしいことだ。

日本でもドイツでも同じで高齢化していて、4人に1人は高齢者。職があって人が足りなかったのが人が流入してきた。将来、若い人がどんどんいなくなってしまう。現在失業者が多いということでもどんなに対策ができて構造が変わってしまえば、役に立たないということにある。今この失業者の人たちを十分仕事ができるように、技能が下がらないようにレベルを保っていくということが大事で5年後に外から人を呼んでくるということがないようにしないといけない。

2004年に木下先生に手紙を書いた。国は、アジェンダ 2010 といっても失業者を減らすことはできない。ただ単に失業者の管理をしていくことになるだろう。オプションモデルが入ってきたように、政権自体が弱い。たったの 51%の政権を持っているが、新たに選挙があったとしても新たな政権も与党野党の割合は同じになるだろう。

BSHG は 60 年にでき 62 年に施行、2 年間時間があつた。SGB II は非常に準備の時間が短かつた。

・最後に SGB II、SGBXII ができたことで良くなったと思っているのか、失敗策だと思っているのか。

2003 年 12 月から 2004 年の 6 月までは、連邦議会と参議院とが調停をしていたので制度を知らされていなかった。その後も施行されている改正は、まだない。オンブズ委員会が苦情を受け付け、改正の提案をしている。すでにまた今度選挙があるということでその提案も受け付けられないだろう。失業者の数は増えたわけだし、SGB II の導入によって失業者が減るということはない。

・サービス面などについてはどうか。

悪くはなっていない。失業者の状態が悪くなったということではないが、失業者にぴったり合ったサービスができていないわけではない。なかなかフレキシブルではなく、扱いにくいものをなんとか経済的給付を行うことで手一杯。それぞれの人にあつた人材があまりにも少なすぎる。また、一時扶助が一括化され、経済的には給付額が良くなったように見える。給付を受けている人は、額が上がつたと思っているかもしれないが、不意の出費に備えて貯めておかなければならないようになった。

・Frankfurt 市、Sozialamt にとって、負担が減つてよかつた、SGB II が入つて対象者がいい

なくなってすっきりした、というようなメリットがあるのか。

自治体財政は負担が軽減されなければならない。これは結局社会政策関係の人が考えたのではなく、財政学者が考えたもの。22 Mio.E が失業者に対して使われていたお金で軽減された。ジョブセンターにうつった職員の人件費 8Mio.E、あわせて 30Mio.E が軽減された。市の財政は、3,25Mrd.E で、そのうちの 30Mio.E が軽減された。

BSHG はもともと失業者に対する制度ではなく、本来国がすべきだった。どうしても失業費を自治体の負担から取り除くということはどうしてもしなければならないことだった。負担の軽減はあっても、でもそれでもまだまだ焼け石に水だ。法の改正についての質問を忘れていたが、2005 年の 1 月 1 日から施行される前に、改正されたことがあった。住居費の 3 分の 1 を国が補助することになった。それは Wohngeld が昔あったが、国が補助しているものだったが、それが全くなかった。この改正がなければ、財政の軽減にはならなかっただろう。それが非常に遅い時期になって分かって改正されることになった。

2005年9月2日(金) 13:00～

【Prof. Dr. Helga Spindler】

<今回の調査先について>

Main-Kinzig, Hessen州、HST、Frankfurt市と同市のジョブセンターといったこれまでの訪問先、また今後の訪問先の予定としてのDV、郡会議、オプションとARGE (Arbeitsgemeinschaft)の双方の事例、といった(こちらの)調査対象をみると、失業者へのケアを自治体に委ねようとする現在の改革の動きの重点に注目していることがわかる。

Main-KinzigのPipa氏もFrankfurtのStaymann氏も自治体政治家である。自治体側は連邦エージェンシーに負担を押し戻したいという意識を強くもっている。しかしこの問題については、自治体の負担ばかりでなく、組織、法的問題、労働市場など、多様な分野、水準の問題を区分しつつ考える必要がある。

<労働エージェンシーをめぐる問題>

まず組織をめぐる問題と担い手について。社会保障分野には多様な組織がある。連邦制的な組織のほかに社会保障機関(年金、疾病金庫、失業保険など各種保険機関)がある。社会保障上の専門官庁と異なり、市町村や郡は一般的な行政主体として、一般行政のひとつとしての福祉施策の担い手となっているに過ぎない。つまり自治体は福祉分野の専門官庁とは自らを意識していない。ドイツが直面している問題は、専門官庁と地域的公共団体のいずれが、保険期間の切れた失業者へのケアを担うべきなのかということ。

いずれの場合にも問題はある。就労斡旋や職業教育・職業訓練を施すには専門的なノウハウをもつ労働分野の専門官庁が担うべきという考え方が2005年1月以前には支配的であった。連邦労働エージェンシーは巨大な組織で、官僚的であり、長期失業者で資格をもたないような失業者に十分なケアができないという批判がされてきた。(斡旋の容易な短期失業者のみを相手にしているということ)。また地域の中小企業とコンタクトを密接にもち、就労を見届けるようなこともせず、雇用者の信頼を失っていたという問題もある。

しかし労働エージェンシーの長所もある。多様な労働市場への対応が可能であったし、労働市場の状況を研究し、どのような職業の専門性や教育が必要なのかを把握していた。労働市場を法的に監視する、違法な労働条件の職場には斡旋をしない、というようなことも。実際には、低資格の人へのケアや斡旋は十分なされず、ごく普通の企業のニーズにはこたえていなかった。

政治的に影響されやすいというのも労働エージェンシーの短所。政治家のその時々発言に左右され、一貫した施策がとりにくかった。労働組合、雇用者団体(DGBなど)、政治家などの圧力が多様にかかっていた。1969年にできた雇用促進法の下で、職安は失業を予防するための再教育や職業訓練に取り組んできたが、同法は1998年に廃止され、戦線縮小をした形でSGBIIIに再編された。その際の改革案として次の三つがあった。第一には、労働エージェンシーを廃止してその業務を全て民間の斡旋会社に委ねる案(オーストラリア方式)、第二にはイギリス、オランダ方式のように、1年以上失業している人を労働エージェンシーは顧客とせず、短期的な職業訓練をやるだけの部分に労働エージェンシーを縮小する案、第三に、労働エージェンシーにおける長期失業者対策を拡充する案。

<自治体が労働政策を担うことについて>

低資格や長期の失業者をもはや労働エージェンシーが扱わないということになれば誰が担うのかということになる。民間化するか自治体化するかという選択。自治体の立場は分かれ

ている。自治体が失業者のケアをするというのが Pipa 氏や Staymann 氏の立場。失業扶助受給者や就労経験のない人に対するケアの経験をもつ。私は Einstiegsarbeitloser と呼んでいるが、若年失業者、離婚によって職を得る必要が生じたシングルマザー、外国人など、失業保険加入経験のない人々は、失業者ではあったがこれまで社会扶助のなかで扱われてきた。自治体がこうした人々のケアを行う必要があるということで、これまで HzA が行われてきた。Pipa 氏はこの点を強調しているのだが、自治体は労働政策の専門機関ではない。本来は自治体が労働市場政策を担うべきではないが、自治体が訓練教育を行うことで、失業者をエージェンシーの顧客に押し戻すということを考えてきた。自治体はこうした失業者に就労意識をもたせ、とにかく 1 年間社会保険関係に押し戻すということを重視していて、顧客が望む、あるいは本当に適した職業に斡旋することを優先していなかったため、彼らが安定した職業生活を送るということには必ずしもつながっていなかった。「社会扶助のかわりに就労を」というスローガンについては私も支持していて、良いところもあった。しかし多くは財政負担の軽減に重点が置かれ、長期的な就労を目指していなかった。その意味では ABM と同様であった。成功した面もあるが、HzA の質は徐々に低下していった。

自治体労働政策の第二の問題は、公益的雇用の量的拡大。例えば自治体が持つ部門、例えば公園整備部門で、以前なら正規職員が 150 人いたところで、現在は 40 人の正規職員と残りは社会扶助による雇用という構成になってしまっている。公安局などの警備員の雇用でも同様のことが見られる。自治体はこうした公益的労働を増やしてしまったという問題があった。転轍機（社会扶助から失業保険への押し戻し）の例ではなく、低資格の失業者が就ける職が減少していったということ。他方労働エージェンシーではこうした押し付けという問題はなかったが、自治体ではとにかく財政負担を減らそうとするあまり公益的雇用を増やしてしまったということ。

自治体における第三の問題は、ヘッセンの場合についていえば、自治体の間で職の取り合いが生じたということ。Kinzig 郡が Frankfurt 市内に事務所を置いて、そこで職を探し出したり、他の自治体では社会扶助の受給者を他の地域に転居するよう仕向けたりもしている。広域的機関としては労働エージェンシーとしてはどこの地域であっても同じだが、自治体はこうした地域エゴに縛られる。

4 つ目の問題は、自治体ではなかなか専門的な職業斡旋ができないということ。Hamburg などでは民間の職業斡旋機関や民間福祉団体などに斡旋を委託するようなこともしている。オランダの会社 Maatwerk など。こうした部分の市場が大きくなったことを私は短所と考えているが、これには異論もある。Maatwerk は Massarbeit の意味のオランダ語で、低資格の失業者やドイツ語が話せない人に単純労働や肉体労働に斡旋する、というようなことをしている。ある意味では Passgenaue な斡旋をしているという見方もできる。こういう方法を労働エージェンシーでも採ることが出来たはずだが、実際にはそうした考え方は受け入れられていない。成功報酬方式によるので、労働条件や賃金などに関わらずどんどん斡旋しようという動機が働いたため。民間の斡旋会社のほうが Passgenaue だ、という考え方だ。

逆に自治体が労働政策をやることの長所もある。BSHG は特別扶助にみられるように、障害者、家を出た女性、ホームレス、刑余者など特別な生活条件の下にある人を含めていた。学校を卒業した若年層で生活の困難を抱えるケースもある。心理的・社会的ケアを含めたケアをおこなっていたという長所がある。労働エージェンシーではこうした個人的・社会的問題は扱わないということだが、こうしたことは自治体の長所。社会的問題・心理的問題を抱える人の処遇については自治体がノウハウを蓄積しており、労働エージェンシーにそれを求めることは無理。労働エージェンシーは斡旋、教育、労働市場の観察、に長けている。社会扶助も失業扶助も残して修正するという可能性もないわけではなかったが、いまや改革が拙速して進行してしまい、カオスになっている。事実上はオプションモデルが主流をなしていくだろ